

玉名市介護保険事業所物価高騰対策補助金について

目的

近年の原油価格や物価の高騰の影響を強く受けている、介護サービス事業所、介護施設等（以下、「介護サービス事業所等」という。）に対し、補助金を交付することにより、介護サービス事業所等の運営の継続を支援し、経営の安定を図ることを目的とする。

対象事業所及び交付金額

事業形態	定員等	限度額
短期入所生活介護事業所（空床型を除く。） 短期入所療養介護事業所（空床型を除く。）	定員19人以下	100千円/ 事業所
有料老人ホーム（地域密着型特定施設 入居者生活介護事業所を除く。） サービス付き高齢者向け住宅	定員20～39人	200千円/ 事業所
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム	定員40～69人	300千円/ 事業所
小規模多機能型居宅介護（宿泊の定数とする） 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員70人以上	500千円/ 事業所
通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 認知症対応型通所介護事業所	定員35人以下	50千円/ 事業所
地域密着型通所介護事業所 通所型サービスA（通所型サービスA のみの指定事業所）	定員36人以上	100千円/ 事業所

訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 訪問型サービスA（訪問型サービスA のみの指定事業所） 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 福祉用具貸与(販売)事業所	1事業所	30千円/事業所
--	------	----------

補助対象経費

令和5年1月1日から令和6年3月31日までにかかった経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 水道光熱費
- (3) 燃料費

補助対象額

補助対象経費の合計額に3.0パーセントを乗じて得た額から寄附金及びその他の収入の額を減じて算出した額

補助対象額が限度額を超えた場合は、限度額を上限とする。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

提出書類

- (1) 介護保険事業所物価高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書
(様式第1号)
- (2) 介護保険事業所物価高騰対策補助金交付請求書(様式第2号)
- (3) 補助対象経費明細書(様式第3号)
- (4) 口座情報がわかる通帳の写し

提出期限

令和6年5月31日(金) 期限厳守

交付要件

補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす介護サービス事業所等とする。

- (1) 令和5年1月1日（以下「基準日」という。）時点において、介護サービス事業所等を、市内に有していること。
- (2) 基準日時点と申請日時点の両日において事業を廃止し、又は休止していないこと。

注意事項

- (1) 寄附金及びその他の収入の額には、熊本県の高齢者施設等にかかる物価高騰対策支援金を含みます。
- (2) 今回、領収証等の添付は求めませんが、国の会計検査の対象事業となりますので、根拠資料については5年間保存を行い、市から提出を求められた場合には、すぐに提出できるようにしておいてください。
- (3) 同一敷地内で、いくつかの事業を行っている場合は、補助対象経費について按分を行い、重複した申請とならないようにしてください。

添付資料

玉名市介護保険事業所物価高騰対策補助金交付要綱